

農地中間管理事業の活用による  
農地集積・集約化の促進に関する協定書

公益財団法人三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）（以下「甲」という。）、三重県農業者組織（みえ農業法人会、三重県稻作経営者会議、三重県指導農業士連絡協議会、三重県青年農業士連絡協議会、三重県農村女性アドバイザーネットワーク、三重県担い手ネットワーク）（以下「乙」という。）、一般社団法人三重県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）（以下「丙」という。）は、農林水産省及び三重県を立会人として、農地中間管理事業（以下「中間事業」という。）の活用による農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域農業の維持・発展と効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）へのさらなる農地集積・集約化を図るため、甲、乙及び丙が相互に連携と協力を強化し、中間事業の活用を促進させることを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次に掲げる事項に取組むこととする。

- (1) 甲は、乙と意見交換を実施するとともに、中間事業の活用に関する情報提供を行うこと。
- (2) 乙は、担い手である乙の会員に対し、中間事業について周知及び活用を働きかけること。
- (3) 丙は、中間事業の活用による農地利用の最適化に向けて、市町農業委員会に対して、担い手と農地所有者との協議等を進めるよう働きかけること。

（公表及び周知）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の内容を公表し、自治体や関係団体等にこの協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この協定書の有効期間満了の3か月前に甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙、丙及び立会人署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月15日

甲 公益財団法人三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）  
理事長

乙1 みえ農業法人会  
会長

乙2 三重県稻作経営者会議  
会長

乙3 三重県指導農業士連絡協議会  
会長

乙4 三重県青年農業士連絡協議会  
会長

乙5 三重県農村女性アドバイザーネットワーク  
代表世話人

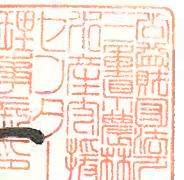
乙6 三重県担い手ネットワーク  
会長

丙 一般社団法人三重県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）  
会長

立会人 農林水産省東海農政局  
局長

立会人 三重県農林水産部  
部長

林敏一  
上村光矢



松岡良成



清水正美



山本豆宏



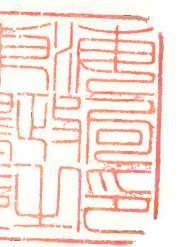
松原敬子



前川正次



斎藤祐次



田辺義貴



吉仲繁樹